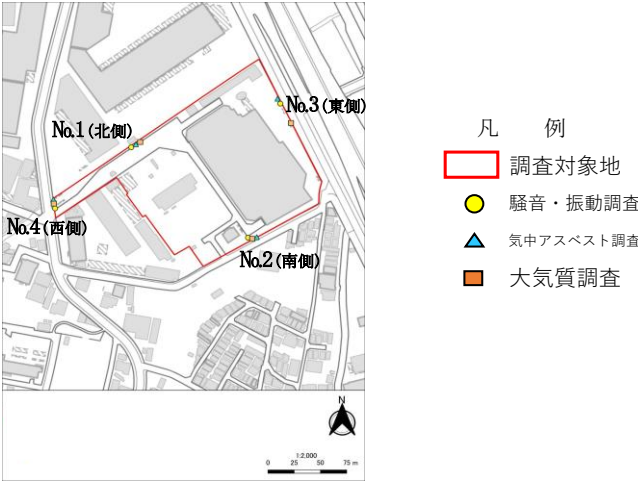


鶴見工場建替工事に伴う工事中環境調査結果（令和6年度分）

1 調査箇所

鶴見工場敷地境界4箇所

住所：大阪市鶴見区焼野2丁目11番



2 大気調査

(1) 調査内容

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO2)、窒素酸化物 (NOx)

(2) 調査方法

PTIO法（簡易法）

(3) 調査結果(測定期間における平均値)

一酸化窒素 (NO)

単位：ppm

調査期間	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
令和6年6月10日～6月17日	0.007	0.005	0.008	0.007
令和6年9月10日～9月17日	0.010	0.011	0.013	0.008
令和6年11月11日～11月18日	0.011	0.011	0.013	0.008
令和7年2月10日～2月17日	0.010	0.011	0.013	0.008

二酸化窒素 (NO2)

単位：ppm

調査期間	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
令和6年6月10日～6月17日	0.007	0.007	0.013	0.006
令和6年9月10日～9月17日	0.008	0.008	0.011	0.007
令和6年11月11日～11月18日	0.009	0.010	0.013	0.008
令和7年2月10日～2月17日	0.012	0.012	0.017	0.010

環境基準値(※)：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

(※)調査地点は、準工業地域（1号区域）に指定されているため、環境基準に該当していませんが

参考として上記環境基準値と比較します。

窒素酸化物 (NOx)

単位：ppm

調査期間	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
令和6年6月10日～6月17日	0.014	0.012	0.021	0.013
令和6年9月10日～9月17日	0.024	0.019	0.024	0.015
令和6年11月11日～11月18日	0.020	0.021	0.026	0.016
令和7年2月10日～2月17日	0.022	0.023	0.030	0.018

3 騒音調査

(1) 調査内容

騒音 (L_{A5})

(2) 調査方法

環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731(2019))に準拠

(3) 調査結果

騒音 (L_{A5})

単位 : dB

調査日時 (令和 6 年 6 月 10 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分～ 9 時 30 分	59	74	68	71
9 時 30 分～10 時 30 分	57	57	68	68
10 時 30 分～11 時 30 分	64	75	68	68
11 時 30 分～12 時 30 分	63	75	67	69
12 時 30 分～13 時 30 分	62	56	68	70
13 時 30 分～14 時 30 分	60	60	68	68
14 時 30 分～15 時 30 分	64	58	68	70
15 時 30 分～16 時 30 分	62	59	68	69
16 時 30 分～17 時 30 分	58	56	68	68
17 時 30 分～18 時 00 分	55	54	68	65

騒音 (L_{A5})

単位 : dB

調査日時 (令和 6 年 9 月 10 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分～ 9 時 30 分	65	75	67	70
9 時 30 分～10 時 30 分	65	74	66	69
10 時 30 分～11 時 30 分	66	74	67	68
11 時 30 分～12 時 30 分	63	72	72	68
12 時 30 分～13 時 30 分	65	74	64	70
13 時 30 分～14 時 30 分	67	74	68	69
14 時 30 分～15 時 30 分	74	74	75	77
15 時 30 分～16 時 30 分	67	75	69	71
16 時 30 分～17 時 30 分	67	73	78	67
17 時 30 分～18 時 00 分	66	70	66	66

騒音 (L_{A5})

単位：dB

調査日時（令和6年11月11日）	No.1（北側）	No.2（南側）	No.3（東側）	No.4（西側）
8時30分～9時30分	68	72	69	70
9時30分～10時30分	66	74	69	68
10時30分～11時30分	65	72	69	68
11時30分～12時30分	64	70	70	68
12時30分～13時30分	66	68	69	70
13時30分～14時30分	66	70	70	68
14時30分～15時30分	64	68	70	68
15時30分～16時30分	67	71	71	68
16時30分～17時30分	64	66	69	67
17時30分～18時00分	56	54	65	66

騒音 (L_{A5})

単位：dB

調査日時（令和7年2月10日）	No.1（北側）	No.2（南側）	No.3（東側）	No.4（西側）
8時30分～9時30分	67	72	75	69
9時30分～10時30分	66	72	76	67
10時30分～11時30分	71	72	76	69
11時30分～12時30分	70	72	76	67
12時30分～13時30分	70	73	76	69
13時30分～14時30分	71	71	77	67
14時30分～15時30分	73	71	76	67
15時30分～16時30分	62	72	76	69
16時30分～17時30分	73	68	76	68
17時30分～18時00分	64	61	68	65

騒音規制法に係る規制基準値：85dB(※)

(※)調査地点は、準工業地域に指定されているため「特定建設作業に伴って発生する

騒音の規制に関する基準」の1号区域に該当するため、規制基準値85dBと比較します。

4 振動調査

(1) 調査内容

振動 (L_{10})

(2) 調査方法

振動レベル測定方法 (JIS Z 8735 (1981)) に準拠

(3) 調査結果

振動 (L_{10})

単位 : dB

調査日時 (令和 6 年 6 月 10 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分 ~ 9 時 30 分	43	42	45	43
9 時 30 分 ~ 10 時 30 分	45	40	45	41
10 時 30 分 ~ 11 時 30 分	46	39	45	42
11 時 30 分 ~ 12 時 30 分	42	39	44	42
12 時 30 分 ~ 13 時 30 分	41	39	44	41
13 時 30 分 ~ 14 時 30 分	42	41	45	42
14 時 30 分 ~ 15 時 30 分	43	39	44	42
15 時 30 分 ~ 16 時 30 分	45	40	44	43
16 時 30 分 ~ 17 時 30 分	35	37	43	39
17 時 30 分 ~ 18 時 00 分	33	34	42	34

振動 (L_{10})

単位 : dB

調査日時 (令和 6 年 9 月 10 日)	No. 1 (北側)	No. 2 (南側)	No. 3 (東側)	No. 4 (西側)
8 時 30 分 ~ 9 時 30 分	40	49	45	42
9 時 30 分 ~ 10 時 30 分	41	48	45	41
10 時 30 分 ~ 11 時 30 分	41	47	46	40
11 時 30 分 ~ 12 時 30 分	39	43	45	40
12 時 30 分 ~ 13 時 30 分	39	43	44	41
13 時 30 分 ~ 14 時 30 分	41	48	45	41
14 時 30 分 ~ 15 時 30 分	39	44	44	40
15 時 30 分 ~ 16 時 30 分	39	44	43	41
16 時 30 分 ~ 17 時 30 分	39	47	45	38
17 時 30 分 ~ 18 時 00 分	35	40	41	36

振動 (L_{10})

単位：dB

調査日時（令和6年11月11日）	No. 1（北側）	No. 2（南側）	No. 3（東側）	No. 4（西側）
8時30分～9時30分	48	47	70	46
9時30分～10時30分	44	48	68	44
10時30分～11時30分	44	48	68	44
11時30分～12時30分	42	48	68	43
12時30分～13時30分	45	43	70	45
13時30分～14時30分	45	45	68	45
14時30分～15時30分	42	45	68	43
15時30分～16時30分	46	45	68	45
16時30分～17時30分	43	42	67	43
17時30分～18時00分	33	34	66	37

振動 (L_{10})

単位：dB

調査日時（令和7年2月10日）	No. 1（北側）	No. 2（南側）	No. 3（東側）	No. 4（西側）
8時30分～9時30分	46	49	50	44
9時30分～10時30分	44	48	49	41
10時30分～11時30分	47	49	49	43
11時30分～12時30分	42	48	48	41
12時30分～13時30分	44	49	48	42
13時30分～14時30分	48	50	49	44
14時30分～15時30分	47	48	48	43
15時30分～16時30分	38	45	48	41
16時30分～17時30分	46	45	50	42
17時30分～18時00分	39	44	48	38

振動規制法に係る規制基準値：75dB(※)

(※)調査地点は、準工業地域に指定されているため「特定建設作業に伴って発生する

振動の規制に関する基準」の1号区域に該当するため、規制基準値75dBと比較します。

5 アスベスト調査

(1) 調査内容

空気中のアスベスト濃度

(2) 調査方法

アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）に準拠

(3) 調査結果

アスベスト

単位：本/L

調査日	No. 1（北側）	No. 2（南側）	No. 3（東側）	No. 4（西側）
令和6年6月10日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和6年9月10日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和6年11月11日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
令和7年2月1日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満

大気汚染防止法に係る規制基準値：10本/L